

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量 新旧対照表

新

令和4年12月19日 一部改正

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）

第1 共通事項 ～第2 普通作物（略）

第3 果樹

1 りんご～3 なし（略）

4 もも（ネクタリンを含む）

【化学合成農薬】*「もも」と「ネクタリン」は、農薬取締法上の区分が異なるので注意

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	3 2	1 7	1 2	3	
長野、北信	<u>3 1</u>	<u>1 5</u>	1 3	3	
上記を除く地域	3 1	1 6	1 2	3	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	1 6	

（以下、11 あんず まで略）

12 キウイフルーツ

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
下伊那	<u>1 3</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>3</u>	

※剪定時、剪定整枝時又は病患部削り取り時に塗布剤等を使用した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
下伊那	<u>2 1</u>	

（以下、第5 特用作物 1 茶 まで略）

旧

令和3年12月6日 一部改正

長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量（以下「地域慣行基準」）

第1 共通事項 ～第2 普通作物（略）

第3 果樹

1 りんご～3 なし（略）

4 もも（ネクタリンを含む）

【化学合成農薬】*「もも」と「ネクタリン」は、農薬取締法上の区分が異なるので注意

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】				備 考
	内 訳（参考）				
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤		
上下伊那	3 2	1 7	1 2	3	
長野、北信	2 8	1 2	1 3	3	
上記を除く地域	3 1	1 6	1 2	3	

【化学肥料】

区 分	窒素成分量【kg/10a】	備 考
県下全域	1 6	

（以下、11 あんず まで略）

（新設）

（以下、第5 特用作物 1 茶 まで略）

2 こんにゃく

【化学合成農薬】

区 分	農薬使用回数【延べ有効成分数】			備 考
	内 訳 (参考)			
	殺菌剤	殺虫剤	除草剤	
県下全域	5	2	1	2

※種いもに粉衣処理した場合は、その使用回数を地域慣行基準に加えるものとする。

【化学肥料】

区 分	窒素分量 【kg/10a】	備 考
県下全域	15	

(以下 略)

(新設)

(以下 略)